

就職氷河期世代再チャレンジ応援窓口運営業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の目的

三重県における就職氷河期世代のうち、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く人や無業状態にある人は、推計で約1万1千人存在します。

本事業では、こうした状況にある人の就労を支援するため、若者の就労支援を総合的にワンストップで提供するジョブカフェ「おしごと広場みえ」において、就職氷河期世代再チャレンジ応援窓口を設置し、相談から正規就職までの切れ目ない、個々人の状況に合わせた丁寧な支援を実施することで、多様な人材がいきいきと活躍できる環境の実現を目指します。

※就職氷河期世代とは、概ね1993年（平成5年）から2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた世代を指す（2020年4月1日時点において大卒で概ね38歳から49歳、高卒で概ね34歳から45歳に相当）。

2 企画提案コンペを行う目的

事業を実施するにあたり、就職氷河期世代における就職者を増加させるために必要な業務を委託できる最適な事業者を選定するため。

3 委託業務の内容

- （1）委託業務名 就職氷河期世代再チャレンジ応援窓口運営業務委託
- （2）委託期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- （3）業務内容 別添「就職氷河期世代再チャレンジ応援窓口運営業務委託仕様書」のとおり

4 契約上限額

9,868,988円【消費税及び地方消費税（税率10%）を含む】

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- （1）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （2）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十

二条第一項各号に掲げる者でないこと。

- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しない者であること。
- (5) 三重県税又は地方消費税について未納のない者であること。

6 提出書類、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を郵送等により提出してください。（提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。）

提出期限：令和2年7月13日（月） 午後5時必着

提出先：下記21に記載する連絡先

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書兼誓約書（第1号様式）・・・・・・・・・・1部
※ 必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出すること。
- (2) 登記簿謄本、現在事項証明書又は代表者事項証明書の写し・・・・・・・・・・1部
- (3) 「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」(税務署発行)の写し・・・・1部
- (4) 「納税確認書」（県税事務所発行）の写し（三重県内に本支店又は営業所がある場合）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

7 提出を求める企画提案資料、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を郵送等により提出してください。（提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。）

提出期限：令和2年7月13日（月） 午後5時必着

提出先：下記21に記載する連絡先

- (1) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部（正1部、写し9部）
仕様書に沿って作成すること。A4（両面）で20枚以内とします。
原則A4版で、長辺側を綴じてください。様式は自由とします。
なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、

その内容をもとに可能な限り具体的な提案を企画書にまとめるとともに業務実施スケジュール（工程表）や業務体制を記載して提出してください。

また、企画提案に関する有効な資料や団体概要及びパンフレット等、過去３年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、可能な限りその資料を添付して下さい。

加えて、下記項目については、企画提案書に必ず記載してください。

○支援機関との連携について

具体的な連携先や、連携手法・内容等についての提案

○対象者への広報について

対象者に支援情報を届けるための工夫についての提案

（２）経費見積書（様式は自由）・・・・・・・・・・ １０部（正１部、写し９部）

８ 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「就職氷河期世代再チャレンジ応援窓口運営業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。なお、選定委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施します。

（１）第１次審査（適否評価）の実施

実施日時 令和２年７月１４日（火）

（ただし申し込み数が少ない場合は、第１次審査を省略することがあります。）

（２）第２次審査（プレゼンテーション審査）の実施

実施日時 令和２年７月１５日（水）午前（予定）

９ プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者へファクシミリ又は電子メールにて連絡します。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況によりテレビ会議システムを活用して行う場合があります。

（１）日時：令和２年７月１５日（水）午前（予定）

（２）場所：三重県庁行政棟８階第雇用経済部会議室（予定）

10 最優秀提案の選定方法

以下の項目により、総合的に評価して選定します。

- (1) 目的適合性：委託目的と提案内容が合致し、目的達成に効果が高い内容であるか
 - (2) 企画性：支援機関との連携や対象者への広報、カウンセリングの手法、県内事業所への支援や啓発等について効果的な工夫がなされているか
 - (3) 計画性：実施体制、業務配分やスケジュール設定・管理が適切に計画されているか
 - (4) 意欲・創意工夫：業務の実施に対する意欲や独自の工夫がみられるか
 - (5) 経済性：事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか
- 特に(2)について、積極的かつ具体的な提案をお願いします。

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

12 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和2年7月6日(月)正午まで(必着)

(2) 質問の方法

ファクシミリ、電子メール(電話にて着信の確認を行ってください)。なお、質問文書には回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記して下さい。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き的な事項に限られるものとし、企画内容に関する照会には回答できません。

(4) 質問に対する回答

電子メール、ファクシミリ、電話等のいずれかにより回答します。また、令和2年7月7日(火)までに本企画提案コンペ公告(本HP)にて掲載します。

13 契約方法に関する事項

最優秀提案事業者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結します。

- (1) 契約条項は、三重県雇用経済部において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま
- す。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課において行います。

1 4 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1 5 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

- (1) 委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。なお、委託料は契約額を上限に、受託者が委託事業を実施するに要した金額とします。
- (2) 上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり県が必要であると認める場合には、前金払いとすることができることとします。

1 6 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 7 個人情報の保護

- (1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければなりません。
- (2) 三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意してください。

1 8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

20 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (3) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (4) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮しつつ、実施内容を三重県雇用経済部雇用対策課と協議しながら進めるものとし、必要に応じて業務打ち合わせを行うものとします。委託内容に変更が生じるときは委託料を減額する場合があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (7) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (8) 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ決定することとします。

21 連絡先

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 雇用対策課 若者・女性雇用班 担当：山岸

TEL：059-224-2465 FAX：059-224-2455 E-mail：koyou@pref.mie.lg.jp